

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 救助の程度、方法及び期間 福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所 ア～ウ（略） エ <u>災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第2項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであって、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</u> オ・カ（略）</p> <p>(2) 応急仮設住宅 （略） ア 建設型応急住宅 (ア)～(イ)（略） (エ) <u>福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、<u>高齢者、障害者等</u>であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</u> (オ)～(キ)（略） イ（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 福祉サービスの提供</p> <p>(1) <u>福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第3条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第11条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものとする。</u></p>	<p>第1 救助の程度、方法及び期間 福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号。以下「規則」という。）第5条第1項の救助の程度、方法及び期間は、次に定めるところによる。</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 避難所 ア～ウ（略） エ <u>福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</u></p> <p>オ・カ（略）</p> <p>(2) 応急仮設住宅 （略） ア 建設型応急住宅 (ア)～(イ)（略） (エ) <u>福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、<u>高齢者等</u>であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。</u> (オ)～(キ)（略） イ（略）</p> <p>2～5（略） （新設）</p>

(3) 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行うものとする。

- ア 災害時要配慮者に関する情報の把握
- イ 災害時要配慮者からの相談対応
- ウ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- エ 災害時要配慮者の避難所への誘導
- オ 福祉避難所の設置（法第2条第2項に基づき設置する場合を除く。）

(4) 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、(3)のアからエまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、(3)のオの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

(5) 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

7～13（略）

14 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア～ウ（略）

エ 福祉サービスの提供

オ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

カ～ク（略）

(2)・(3)（略）

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第5号までに掲げる者

(1) 日当

ア（略）

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士、管理栄養士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内

ウ・エ（略）

オ 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第

6～12（略）

13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア～ウ（略）

エ 飲料水の供給

オ～キ（略）

(2)・(3)（略）

第2 実費弁償

規則第14条の実費弁償に関して必要な事項は、次に定めるところによる。

1 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）第4条第1号から第4号までに掲げる者

(1) 日当

ア（略）

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、保健師及び助産師 1人1日当たり 17,100円以内

ウ・エ（略）

オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内

2項に規定する指定障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者、土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,900円以内

カ～ク（略）

(2)・(3)（略）

2 政令第4条第6号から第11号までに掲げる者
（略）

3 法第8条第4項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第1に定めるところにより行うものとする。

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1（略）

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

（略）

3（略）

カ～ク（略）

(2)・(3)（略）

2 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者
（略）

（新設）

第3 救助事務費

規則第23条の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）として支出できる範囲及び限度等は、次に定めるところによる。

1（略）

2 各年度において、救助事務費に支出できる費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1の(1)から(7)までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

（略）

3（略）